

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）（附則第四十五条関係）

改正案	現行
<p>（営業保証金）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 第一項又は前項の規定により供託する営業保証金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第一百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）をもつてこれに充てることができる。</p> <p>10・11（略）</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2 投資顧問業者（法人である場合に限る。以下この項において同じ。）は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 投資顧問業者の利害関係人（当該投資顧問業者の総株主の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）（第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。）第三十条の三第二項において同じ。）の過半数を保有していることその他の当該投資顧問業者と密接な関係を有する者として政</p>	<p>（営業保証金）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 第一項又は前項の規定により供託する営業保証金は、国債証券、地方債証券その他内閣府令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。</p> <p>10・11（略）</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2 投資顧問業者（法人である場合に限る。以下この項において同じ。）は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 投資顧問業者の利害関係人（当該投資顧問業者の過半数の株式を所有していることその他の当該投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。）である投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。第三十条の三において同じ。）が運用の指図を行う投資信託財産（同法第十</p>

令で定める者をいう。以下この項において同じ。）である投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第二十八条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。第三十条の三において同じ。）が運用の指図を行う投資信託財産（同法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。以下同じ。）に係る受益者又は資産の運用を行う投資法人（同法第二十九条第十九項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の利益を図るため、当該投資顧問業者が締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言を行うこと。

二、四（略）

（業務の範囲等）

第二十三条（略）

2・3（略）

4 投資顧問業者が証券業を営む場合における第二十条の規定の適用については、同条中「貸付け」とあるのは「貸付け（証券取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる第三者たる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものを除く。）」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該投資顧問業者が同項に規定する信用取引に係る貸付けとして当該投資顧問業者の顧客に対して貸し付けることその他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

5（略）

四条第一項に規定する投資信託財産をいう。以下同じ。）に係る受益者又は資産の運用を行う投資法人（同法第二十九条第十九項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）の利益を図るため、当該投資顧問業者が締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言を行うこと。

二、四（略）

（業務の範囲等）

第二十三条（略）

2・3（略）

4 投資顧問業者が証券業を営む場合における第二十条の規定の適用については、同条中「貸付け」とあるのは「貸付け（証券取引法第百五十六条の三第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる第三者たる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものを除く。）」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該投資顧問業者が同項に規定する信用取引に係る貸付けとして当該投資顧問業者の顧客に対して貸し付けることその他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

5（略）

(取締役の兼職の制限)

第三十条 認可投資顧問業者の常務に従事する取締役(外国の法令に準拠して設立された法人については、商法第四百七十九條第一項に規定する代表者及び国内の営業所に駐在する役員(監査役及びこれに類似する役職にある者を除く。))は、内閣総理大臣の承認を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事し、又は事業を営んではならない。

(禁止行為)

第三十条の三 (略)

2 認可投資顧問業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 認可投資顧問業者の利害関係人(当該認可投資顧問業者の総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該認可投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。)である投資信託委託業者が運用の指図を行う投資信託財産に係る受益者又は資産の運用を行う投資法人の利益を図るため、当該認可投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客の利益することとなる取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 四 (略)

(準用規定)

(取締役の兼職の制限)

第三十条 認可投資顧問業者の常務に従事する取締役(外国の法令に準拠して設立された法人については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百七十九條第一項に規定する代表者及び国内の営業所に駐在する役員(監査役及びこれに類似する役職にある者を除く。))は、内閣総理大臣の承認を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事し、又は事業を営んではならない。

(禁止行為)

第三十条の三 (略)

2 認可投資顧問業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 認可投資顧問業者の利害関係人(当該認可投資顧問業者の過半数の株式を所有していることその他の当該認可投資顧問業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この項において同じ。)である投資信託委託業者が運用の指図を行う投資信託財産に係る受益者又は資産の運用を行う投資法人の利益を図るため、当該認可投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 四 (略)

(準用規定)

第三十三条 第十二条、第十三条（第一項を除く。）、第十四条（第一項第三号を除く。）、第十五条第一項及び第二項、第十六条及び第十八条から第二十条までの規定は、投資顧問業者が認可投資顧問業者として投資一任契約に係る業務を行う場合に準用する。この場合において、第十三条第二項中「自ら行つた有価証券の価値等又は有価証券の価値等の分析に基づき投資判断に関する助言」とあるのは「投資一任契約を締結している顧客から一任されて行つた投資」と、同条第三項中「第四条の登録」とあるのは「第二十四条第一項の認可」と、「助言」とあるのは「投資判断」と、第十四条第一項中「投資顧問契約」とあるのは「投資一任契約」と、第十五条第一項中「投資顧問契約」とあるのは「投資一任契約」と、同項第三号中「助言の内容及び方法」とあるのは「投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項（投資判断及び投資の実行に係る権限の全部又は一部を第二条第四項第二号に規定する政令で定める者に再委任する場合における当該政令で定める者の名称及び当該再委任の範囲を含む。）」と、同項第五号中「事項（第十七条第一項から第四項までの規定に関する事項を含む。）」とあるのは「事項」と、第十六条第一項中「投資顧問契約」とあるのは「投資一任契約」と、「六月」とあるのは「三月」と、同項第一号中「当該顧客に対して助言を行つたもの」とあるのは「当該顧客から一任されて投資を行つたもの」と、第十八条中「顧客を相手方として又は当該顧客のために」とあるのは「顧客を相手方として」と、第十九条中「いかなる名目によるかを問わず」とあるのは「顧客のために証券取引行為

第三十三条 第十二条、第十三条（第一項を除く。）、第十四条（第一項第三号を除く。）、第十五条第一項及び第二項、第十六条及び第十八条から第二十条までの規定は、投資顧問業者が認可投資顧問業者として投資一任契約に係る業務を行う場合に準用する。この場合において、第十三条第二項中「自ら行つた有価証券の価値等又は有価証券の価値等の分析に基づき投資判断に関する助言」とあるのは「投資一任契約を締結している顧客から一任されて行つた投資」と、同条第三項中「第四条の登録」とあるのは「第二十四条第一項の認可」と、「助言」とあるのは「投資判断」と、第十四条第一項中「投資顧問契約」とあるのは「投資一任契約」と、第十五条第一項中「投資顧問契約」とあるのは「投資一任契約」と、同項第三号中「助言の内容及び方法」とあるのは「投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項（投資判断及び投資の実行に係る権限の全部又は一部を第二条第四項第二号に規定する政令で定める者に再委任する場合における当該政令で定める者の名称及び当該再委任の範囲を含む。）」と、同項第五号中「事項（第十七条第一項から第四項までの規定に関する事項を含む。）」とあるのは「事項」と、第十六条第一項中「投資顧問契約」とあるのは「投資一任契約」と、「六月」とあるのは「三月」と、同項第一号中「当該顧客に対して助言を行つたもの」とあるのは「当該顧客から一任されて投資を行つたもの」と、第十八条中「顧客を相手方として又は当該顧客のために」とあるのは「顧客を相手方として」と、第十九条中「いかなる名目によるかを問わず」とあるのは「顧客のために証券取引行為

を行う場合において、当該行為による取引の決済のために必要な場合を除くほか、いかなる名目によるかを問わず」と、第二十条中「貸付け」とあるのは「貸付け（証券取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けを除く。）」と読み替えるものとする。

を行う場合において、当該行為による取引の決済のために必要な場合を除くほか、いかなる名目によるかを問わず」と、第二十条中「貸付け」とあるのは「貸付け（証券取引法第百五十六条の三第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けを除く。）」と読み替えるものとする。